第41回 和歌山県人権施策推進審議会		
日時	平成31年3月18日(月)13:30~15:10	
場所	和歌山市 書道資料館	
議題	(1)会長の選出について(2)会長代理の指名について(3)審議会の運営のための小委員会委員の選出について(4)和歌山県人権施策基本方針改定のための専門委員会委員の選出について	
報告	(1) 平成30年度人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査結果の概要について (2) 平成29年度「人権施策の実施状況」について (3) 平成31年度人権局の主な事業について	
その他	意見交換など	
出席委員	江田委員、玉置委員、中萩委員、平木委員、 福井委員、古川委員、森崎委員、米川委員	
配付資料	①【資料1】和歌山県人権施策推進審議会関係法令 ②【資料2】和歌山県人権施策推進審議会運営のための小委員会委員の選出について ③【資料3】和歌山県人権施策基本方針の改定に伴う和歌山県人権施策推進審議会専門委員会の委員の選出について ④【資料4】平成29年度「人権施策の実施状況」 ⑤【資料5】平成31年度人権局の主な事業 ・冊子	

①和歌山県人権に関する県民意識調査調査結果報告書 ②和歌山県人権に関する事業所アンケート調査調査結果報告書 ③平成30年度人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査結果の 概要 ④和歌山県人権施策基本方針(第二次改訂版) 内 容 1 開 会 和歌山県企画部人権局長 挨拶 2 議事 議題(1) 会長の選出について【資料1】 和歌山県人権施策推進審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選に より「福井委員」を会長に選出した。 議題(2) 会長代理の指名について【資料1】 和歌山県人権施策推進審議会規則第2条第3項に基づき、会長が「森崎 委員」を会長代理に指名した。 議題(3) 審議会の運営のための小委員会委員の選出について【資料1】【資 料2] 和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱第3条に基づき、小委員 会委員に「田中委員」「玉置委員」「福井委員」「古川委員」「森崎委員」の 計5名を選出した。 議題(4) 和歌山県人権施策基本方針の改定に伴う和歌山県人権施策推進審

|議会専門委員会委員の選出について【資料1】【資料3】

和歌山県人権施策推進審議会運営に関する要綱第3条に基づき、和歌山県人権施策基本方針の改定に伴う和歌山県人権施策推進審議会専門委員会委員に「田中委員」「玉置委員」「福井委員」「古川委員」「三浦委員」「森崎委員」の計6名を選出した。

2 報告

報告(1)平成30年度人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査 結果の概要について

事務局より、冊子③「平成30年度人権に関する県民意識調査及び事業所アンケート調査結果の概要」に基づき説明した。

委員からの質問については、以下の通り

委員

17ページの医療現場における患者の人権のところで質問がある。他府県では 救急患者の受け入れが拒否されるケースがよくあると聞くが、和歌山県ではこれ が改善されたと考えてよいのか。

事務局

救急患者の受入拒否が改善されたことを示すデータというわけではない。ただ、 県民の方の意識としてはこういう形で出ている。

報告(2)平成29年度「人権施策の実施状況」について【資料4】

事務局より、【資料4】に基づき説明した。

報告(3)平成31年度人権局の主な事業について【資料5】

事務局より、【資料5】に基づき説明した。新政策であるインターネットの人権侵害対策事業について、資料に基づき説明した。人権相談窓口事業について、実際に相談があった、女性、子供、障害のある人、外国人に関することなどの事例を挙げつつ、資料に基づき説明した。この他、人権啓発事業、人権尊重の社会づくり推進事業、人権啓発センター運営補助事業、人権啓発推進事業、人権研修支援事業について、資料に基づき説明した。

	委員からの質問については、以下の通り
委員	【資料4】の平成29年の人権施策の実施状況は文章で書かれているが、具体的に何をしたという形では書かないのか。例えば、2ページの(4)の「人材の育成と調査・研究の推進」の項目では、ファシリテーターの養成講座や幼稚園等への出張講座の開催等に取り組んだと記述があるが、実施方法や開催数などの具体的な報告はないのか。
事務局	こちらでは実際の講座の件数や参加実績について、すべての事業の情報を把握 しているわけではない。詳細まで調査すると膨大な量となるため、このような形 で把握している。
委員	【資料5】の人権局の主な事業で、人権啓発センター運営補助事業の予算で、 平成31年度分が大きく減額されているのはなぜか。
事務局	この事業の中身は、いわゆる人件費や施設の賃料の補助などになっている。来年度の減額の理由は、次長として勤務していた者が今年度で退職することに伴った人件費の減額と、退職の引当金の率が低下したためである。 その結果、対前年度ベースで比較すると額が下がる。啓発の予算の方は大きな変化はない。
	4 その他(意見交換)
委員	外国人の受け入れには様々な問題や課題があるが、和歌山県ではそれに対して どのような準備を進めているのか。
事務局	外国人の方の受け入れは、今後和歌山においても増加すると考えられる。人権の立場としては、外国から働きに来られるということは企業と関係ができるので、働く人の人権という形で取り組んでいきたい。外国人の方や障害をもつ方などが働きやすい環境を整えることは人権としても大切だと考えているので、そういった観点で企業に対して働きかけを続けていきたい。

委員	人権局は相談についてどのように対応しているのか。県として取り組みができる範囲、できない範囲をどう考えているのか。 また、想定している対応の範囲を超えた場合はどう対処するのか。
事務局	基本的には、県の人権局又は各振興局に置いてある人権相談の窓口にて、相談の内容をお伺いし、ご自身で解決していくにあたって必要な助言を行っている。 更に支援が必要な場合は、専門機関へ紹介するなどの対応をしている。
委員	その窓口のネットワークの中で、通訳については把握しているのか。
事務局	通訳については把握していない。一般的に、外国語での相談は国際交流センターが担っているので、国際課に確認する。
事務局	配付した資料のうち、調査結果の概要の30ページの所に、人権課題別の相談窓口を載せているので、参考にしていただきたい。
委員	問題は、言葉の話である。窓口があっても、通訳がいないと言葉がわからず、 相談ができない。日本で対応できる人が少ない言語を母国語とする人に対応でき る通訳のネットワークを、和歌山県はどれだけ準備しているのか。
事務局	国際課に対して、今のご意見があったことを伝え、確認する。
委員	資料4の8ページ9のところで、2行目の日本語指導が必要な児童生徒への取り組みの話で、そのような子供がいる、同じように日本語に不自由を感じている親たちにはどのようなサポートがあるのか。
事務局	外国人の子供をもつ親御さんへの支援だが、県教育委員会で来年度から、日本語 支援の必要な方が勉強できる機会を作る事業を計画している。
委員	言語の話であるが、職場においても機械の説明や危険物扱いのものについてもすべて日本語で書かれている。機械の操作や化学物質を使う仕事がある時には、働いている人の言語で概要を書いてほしい。 他にも、労働災害が起きたときに素早く対応ができる通訳が必要ではないか。 通訳の数の不足が問題になっていると思う。

事務局	担当課にこういうご意見があったと伝えさせていただく。来年度、人権施策基本方針の改定していくので、何ができるかという議論を進めていきたい。
委員	人権に関して枝葉の部分ではなく、人権施策基本方針という、大元の地面や柱 を作っていくところで、みんなの気持ちをひとつにしてやっていきたい。よろし くお願いする。
委員	感想であるが、事業所アンケートの障害者差別解消法に関する所で、県内業者が対象だが、知らないというところが6割方あって、知っている所でも、特に取り組みを行なっていないところが6割ほどある。事業者に対する啓発が必要ではないか。法律上は民間事業所が努力義務であるところに弱さを感じた。また、県民意識調査の方は LGBT の項目があるが、事業所アンケート調査の方にはないので、LGBT のことで事業所に対する啓発や意識調査が必要だと感じた。
事務局	事業所の果たす役割が大きいことを認識している。ハラスメントへの皆さんの問題意識が高まっているが、障害者差別解消法の認知度はこういった低い数値が出ている。また、LGBT についても広く認知されるようになっているので、啓発も考えていきたい。意識調査の項目も、次回から検討していきたい。
委員	調査結果の概要の27ページで、職場におけるハラスメントについての考えのところで、前回の調査よりは相談窓口を設置しているところは若干増えているが、まだまだ設置できていないところがあると感じた。問11に、過去3年間でハラスメントの相談件数が0件という回答があるが、回答しにくい事業所があったのではないかと思った。また、相談があったと回答した事業所について、相談の中身を知りたい。
事務局	相談の中身は、今回の調査項目に含んでいないため把握していない。件数のみ把握している。
委員	調査するのであれば、具体的な中身を把握することが必要だと思う。
事務局	今いただいたご意見は、次回の調査項目検討時に参考にしていきたい。

委員	感想であるが、今日の報告を見て嬉しいと思ったのは6ページの問4ー C「人権侵害を受けた時や身の回りで見たり聞いたりしたときどうしましたか」の項目で、黙って我慢した、何もしなかった、という方の割合が減ったところである。10年前であると3~4割あって高かった。何かしらの行動を起こそうと、起こしてもよいという意識が県内に広まってきたのではないか。法律ができたり、意識調査をすると意識が高まっていくので、声をあげて形を作っていくことは大切である。大枠を作っていくためのこういった会議を続けていきたい。
委員	障害者関係で、29ページの法律の認知度であるが、まだ半分以上の人が認識していない。懸念していることがあって、和歌山県内で福祉施設を作るときに反対意見が出る。個人的には反対しないが、集団になると反対の立場になる。他の自治体での児童相談所の設立の際に起きたような風潮はなんとかならないのか。保育所や障害者施設にしても、必要だから作っていくのに、いざ進めると、地域・住民と対立関係になる。これは、広い意味での人権侵害ではないかと思う。解決策として、もう少し切込みができる仕掛けが必要だと思う。障害者だけでなく、高齢者が子供がうるさいからと保育所の設立を拒否するような話も、根本では同じ話だと感じている。このような部分を変えていきたい。
委員	人としてどう捉えてそれを理解していくのか。これから来年度の施策を考えていくときに議論していってもらえたらと思う。
議長(会長)	事務局から何かあるか
事務局	貴重なご意見を頂戴した。来年度に人権施策基本方針を改定作業にあたっていくので、皆様方からいただいたご意見を踏まえながらいいものを作っていきたいと思っているので、引き続きよろしくお願いする。